

米子ーソウル国際定期便に係る運航経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、米子ーソウル国際定期便（以下「ソウル便」という。）に係る運航経費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の国際化のための交通基盤として、ソウル便の旅客需要が定着するまでの間、その安定的運航を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、ソウル便を運航する航空会社が行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、当該航空会社に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとし、交付申請を受けた日から起算して原則として30日以内に行うものとする。

2 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の2割を超える増加を伴う変更以外の変更(本補助金の増額が必要となる変更を除く。)とする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から45日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月決裁日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補 助 事 業	2 補 助 対 象 経 費	3 補 助 率
着陸料、保安料、航行 援助施設利用料補助	<p>【火・金・日運航分】 ソウル便に係る着陸料、保安料及び航行援助施設利用料 ※但し、着陸料については、国による軽減措置が適用される場合、軽減措置を適用せず同表の第3欄に基づき航空会社に対し交付する額の範囲内で、国による軽減相当分を除いた額を交付する。</p>	3/4
	<p>【水（増便）・木・土運航分】 ソウル便に係る着陸料 ※但し、着陸料については、国による着陸料インバウンド割引の軽減拡充措置（全額免除）が適用される場合、県は着陸料について支援は行わない。</p>	1/2
米子空港ビル使用料、 米子空港事務所管理 費補助	<p>【火・金・日運航分】 ソウル便運航航空会社の米子空港ビル使用料、空港内事務所管理費</p>	10/10
	<p>【水（増便）・木・土運航分】 ソウル便運航航空会社の米子空港ビル使用料、空港内事務所管理費のうち、増便運航に必要となるターミナルビル施設の共用エリア管理費 ※但し、国の地方空港受入環境整備補助金が適用される場合に限る。</p>	1/3
グランドハンドリング 経費補助	<p>【水（増便）運航分】 ソウル便運航航空会社のグランドハンドリング経費のうち、増便運航曜日に必要となる経費 ※但し、国の地方空港受入環境整備補助金が適用される場合に限る。</p>	1/3

様式第1号（第4条、第7条関係）

米子ーソウル国際定期便に係る運航経費
年度事業計画（報告）書

（単位：円）

事業名	事業内容	事業費	備考

※事業費の算出根拠がわかる資料を別途添付すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

米子ーソウル国際定期便に係る運航経費収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 額	摘 要
合 計				

（支出の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 額	摘 要
合 計				

様式第3号（第5条関係）

（番 号）
年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

年度米子ーソウル国際定期便に係る運航経費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった米子ーソウル国際定期便に係る運航経費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の交付対象となる事業の内容は、………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、米子ーソウル国際定期便に係る運航経費補助金交付要綱（平成13年8月28日付交第61号鳥取県企画部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助金交付にかかる規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

申請者 住所 氏名 印
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった米子ーソウル国際定期便に係る運航経費補助金について、米子ーソウル国際定期便に係る運航経費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額) 金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

(注) 参考となる資料を添付すること。